

全 員 協 議 会

令和4年5月30日（月）
時 分～ 時 分
（本会議終了後）
議 場

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長
肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、足立議員、村武議員、
川上議員、柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

市長、副市長、教育長、総務部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業経済部長、
都市建設部長、教育部長、消防長、上下水道部長

〔事務局〕 局長、次長、大下書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 令和4年度浜田市総合防災訓練について (総務部)
- (2) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う
子育て世帯等臨時特別支援事業について (健康福祉部)
- (3) 浜田市国民健康保険診療所の診療体制について (健康福祉部)
- (4) 新型コロナウイルスワクチンの接種対応について (健康福祉部)
- (5) 脱炭素化地域を目指して (市民生活部)
- (6) 道の駅「ゆうひパーク浜田」の公設民営化に関する検討資料について (産業経済部)
- (7) プレミアム付「はまだ応援チケット」の販売について (産業経済部)
- (8) 浜田市都市計画マスタープランの策定について (都市建設部)
- (9) 浜田市立小中学校統合再編計画（案）の進捗状況について (教育委員会)
- (10) 令和5年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針について (教育委員会)
- (11) 浜田市消防本部体制整備計画の策定について (消防本部)
- (12) 水道メーターの未検針等について (上下水道部)
- (13) 周布橋架け替えに伴う配水管の設置について (上下水道部)
- (14) 浜田処理区下水道整備事業について (上下水道部)
- (15) その他

2 行政視察レポートについて（議会改革推進特別委員会）

3 地域協議会と議会との意見交換会の班編成等について

4 主権者教育推進に係る取組について

5 その他

令和 4 年度浜田市総合防災訓練について

このことについて、下記のとおり計画していますので、報告します。
なお、大雨等の実災害のおそれがある場合は、中止します。

記

1 目的

- (1) 市は、警戒本部および災害対策本部が設置され運用されるまでの間において、時間経過とともに付与される様々な情報の収集、判断、対応を繰り返すことで、災害対応力の向上を図る。
- (2) 住民は、水害・土砂災害に伴い浜田市が発表する避難情報等を受け、町内単位または自主防災組織における情報の伝達をスムーズかつ確実に行い、安全な避難行動につなげることで、自助、共助の必要性を理解し、地域全体の防災意識高揚と防災行動力の向上を図る。

2 日時

令和 4 年 6 月 5 日（日） 午前 8 時から 11 時まで

3 会場

浜田市全域

4 訓練テーマ

水害・土砂災害における防災活動

5 訓練概要

浜田市役所本庁舎、各支所庁舎において災害対策本部運営訓練及び情報伝達訓練を実施する。

併せて、市内各地域において、自主防災組織及び町内会等が主体となる避難情報伝達訓練及び避難実動訓練等を実施する。

以上

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う子育て世帯等臨時特別支援事業について

新型コロナウイルス感染症の影響及び原油価格・物価高騰等により、真に生活に困窮している世帯等に対し、臨時特別給付金を支給します。

【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金】

○支給対象者

- ① 基準日（令和4年6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①のほか、令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる（家計急変）世帯

なお、①②とも令和3年度に臨時特別給付金の支給を受けた者は対象外です

○支給額

1世帯当たり100千円

・対象住民税均等割非課税世帯数（見込） 545世帯

○支給方法

- ① 令和4年度住民税非課税世帯 ⇒ プッシュ式による確認書送付
- ② 令和4年1月以降家計急変世帯 ⇒ 本人からの申請書提出

【子育て世帯生活支援特別給付金】

○支給対象者

- ① 低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給者等）
- ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

○支給額

児童1人当たり50千円

・対象児童数（見込） 1,064人

○支給方法

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者 ⇒ プッシュ式による給付
- ② 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者
⇒ プッシュ式による給付
- ③ ①②以外の対象者 ⇒ 本人からの申請書提出

浜田市国民健康保険診療所の診療体制について

浜田市国民健康保険診療所の医師より 5 月末での退職の申し出があり、それに伴い 6 月の診療体制を以下のとおり変更いたしますので報告します。

1 医師の体制

職名	現行	令和 4 年 6 月
職員	1 名	1 名
任期付短時間職員	2 名	1 名
会計年度パート医師	1 名	1 名
派遣		
・ 浜田医療センター（総合診療科）	1 名（週 0.5 日）	1 名（週 0.5 日）
〃（眼科）	1 名（月 0.5 日）	1 名（月 0.5 日）
〃（消化器内科）	1 名（月 0.5 日）	1 名（月 0.5 日）
・ 島根県（総合診療科）	1 名（週 5 日）	1 名（週 5 日）
〃（自治医科大卒）	1 名	1 名

2 診療所の診療日

診療所名	診療科目、診療日、時間					
	現行			令和 4 年 6 月		
大麻診療所	内科					
	漢方内科	火・水	14～17 時	内科	火（隔週） 6/14、28	14～17 時
	心療内科					

※ 日曜日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休診

新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

I 新たな接種の対応について

1 小児（5～11歳）への初回接種（1・2回目）について

令和4年2月21日に特例臨時接種に位置付け

(1) 接種券送付 令和4年2月25日（金）2,854件

(2) 予約受付 令和4年3月1日（火）開始

予約専用サイトによる申込及び浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターで受付

(3) 接種対応 市内7医療機関での個別接種（5月から8医療機関）

令和4年3月5日（土）初回接種

(4) 接種実績 接種者数 1回目 685件 2回目 630件

接種率 1回目 24.5% 2回目 22.5%

（5月23日時点のVRSでの状況）

2 12歳から17歳への追加接種（3回目）について

令和4年3月25日に特例臨時接種に位置付け

(1) 接種券送付 令和4年4月7日（木）から、対象者約2,000名に対し2回目接種から6か月経過時に順次送付

(2) 予約受付 令和4年4月11日（月）開始

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターで受付

(3) 接種開始 令和4年4月25日（月）

II 4回目接種（第二期追加接種）対応について

1 概要

(1) 実施期間

令和4年5月30日（月）※接種開始～令和4年9月30日（金）

(2) 対象者

3回目接種から5か月以上経過した①または②の者

①60歳以上の者（対象者 約20,130人）

②18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者（対象者 約700人 ※初回接種時申請者参考）

(3) 使用するワクチン

ファイザー社製ワクチン（12歳以上用）又は、武田／モデルナ社製ワクチン

※ワクチン配分は追って示される予定

2 実施スケジュール（予定）

令和4年4月21日現在

3回目 接種時期	4回目 接種券送付時期	4回目 接種開始時期	対象者数 (60歳以上のみ)
R3年12月	R4年5月27日	R4年5月30日	約90人
R4年1月	R4年6月～	↓	約1,170人
R4年2月	R4年7月～		約9,550人
R4年3月	R4年8月～		約7,880人
R4年4月	R4年9月～		約1,440人

III 3回目接種（第一期追加接種）の変更点

2回目接種からの接種間隔を6か月から5か月に変更、変更時期は令和4年5月25日

IV 接種状況等

1 実施済の接種対応

初回接種（1・2回目）については、市コールセンターでの申込を受付、追加接種（3回目）における18歳以上の方へは、市内37医療機関での申込受付により接種機会を確保

2 3回目接種年代別接種率・接種券送付率

（単位：人）

区分	① 人口 ※1	② 対象者 ※2	③ 接種者 ※3	④ 接種率 (③/①)	⑤ 接種率 (③/②)	⑥ 接種券 送付者	⑦ 送付率 (⑥/②)
12～19歳	3,397	2,849	716	21.1%	25.1%	2,593	91.0%
20～29歳	3,804	2,942	1,555	40.9%	52.9%	2,889	98.2%
30～39歳	4,484	3,752	1,927	43.0%	51.4%	3,630	96.7%
40～49歳	6,208	5,473	3,565	57.4%	65.1%	5,442	99.4%
50～59歳	6,010	5,454	4,555	75.8%	83.5%	5,443	99.8%
60～64歳	3,446	3,212	2,928	85.0%	91.2%	3,204	99.8%
65～69歳	3,772	3,560	3,390	89.9%	95.2%	3,552	99.8%
70～79歳	8,336	7,934	7,676	92.1%	96.7%	7,916	99.8%
80～89歳	5,188	4,918	4,723	91.0%	96.0%	4,909	99.8%
90～99歳	1,933	1,792	1,669	86.3%	93.1%	1,783	99.5%
100歳～	67	58	50	74.6%	86.2%	57	98.3%
計	46,645	41,944	32,754	70.2%	78.1%	41,418	98.7%

※ 令和4年5月23日時点のVRS、健康かるてデータ

※1 令和4年4月末現在

※2 対象者は、2回目接種済者で死亡・転出者を除く

※3 接種者も同様死亡・転出者を除く

浜田市新型コロナウイルスワクチン

4回目接種のご案内

令和4年5月19日 浜田市

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目の接種を実施します。

【対象者・接種券送付・接種時期】

3回目の接種が完了後、5か月以上経過した浜田市民で、次のいずれかに該当する方が対象者となります。

	対象者	申請	接種券送付時期	接種時期
①	60歳以上の方	不要	3回目接種から5か月经過する1週間前に送付	5月30日以降
②	18歳から59歳までの基礎疾患を有する方等(注1)	必要	申請受理後、3回目接種から5か月经過を確認し送付	

(注1) 別紙「接種券発行申請書」の裏面の(4回目接種の対象となる理由)に該当する方

※ 3回目接種完了後に転入された60歳以上の方は申請が必要となります。

【接種会場・予約方法】

個別接種(医療機関)または、集団接種(特設会場)

※ 接種会場、予約方法等の詳細については、「ホームページ」・接種券等の送付の際に同封する「お知らせ」に掲載します。

【使用するワクチン】

個別接種：ファイザー社製(12歳以上用)または、武田/モデルナ社製

集団接種：武田/モデルナ社製

※ 異なるワクチンを使用すること(交接種)は、複数の国で認められており、安全性や効果についても問題ないことが報告されています。

対象者②に該当する方等は、申請により接種券を送付します。
必要な方は、別紙『接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【4回目接種用】』により申請してください。

申請先 浜田市役所 新型コロナウイルスワクチン対策室、各支所市民福祉課

なお、次の期間は、浜田市役所市民ロビーで申請受付を行います。

【受付開始】 5月30日(月) 午前9時30分から

【受付終了】 6月3日(金) 午後5時00分まで

持参するもの：申請書、本人確認できる書類(保険証、運転免許証等)

代理申請の場合は、代理人及び被接種者の本人確認できる書類並びに被接種者からの委任状が必要です。

問い合わせ先

浜田市新型コロナウイルスワクチン対策室

電話 0855-25-9106 平日8時30分~17時15分(土日、祝日を除く)

浜田市新型コロナウイルスワクチン 4 回目接種 集団接種のご案内

令和 4 年5月 19 日 浜田市

4 回目接種における集団接種についてのご案内です。

【接種対象者】

本紙裏面の対象者①又は②に該当する方で、浜田市からの『新型コロナウイルスワクチン接種のご案内』が届いた方
ただし、②に該当する方は、できる限りかかりつけ医で接種を受けてください。

【使用するワクチン】

武田/モデルナ社製

※ 異なるワクチンを使用すること（交接種）は、複数の国で認められており、安全性
や効果についても問題ないことが報告されています。

【接種会場】

接種日	接種定員	予約受付期間	会 場	接種受付時間	
				午前	午後
8/20(土)	360 人	8/ 8(月)から 8/16(火)	原井小学校 体育館	土曜日 -	土曜日 14:00~19:00
8/21(日)	450 人			日曜日 9:00~12:00	日曜日 13:00~16:00

◆予約方法

電話 浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

0855-25-9250 平日 9 時~17 時(土日、祝日を除く)

〈予約時にお伝えいただくこと〉

①接種券番号 ②名前 ③生年月日 ④住所 ⑤日中、連絡のとれる連絡先

WEB 次の URL 又は、右の QR コードからワクチン接種予約サイトへアクセス

<https://jump.mrso.jp/322024/>



・ 予約をキャンセルする場合は、接種日3日前までにコールセンターまでご連絡ください。

◆接種当日の連絡先

電話 080-6339-4973 (土曜日:13時~19時・日曜日:8時~16時)

☆接種の際の駐車場は、浜田合同庁舎の駐車場をご利用ください。

問い合わせ先

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話 0855-25-9250 平日 9 時~17 時(土日、祝日を除く)

R2年10月菅首相
の「2050年温室
効果ガス排出実
質ゼロ宣言」

令和4年5月30日 全員協議会資料
市民生活部 環境課
カーボンニュートラル推進室

浜田市のカーボンニュートラル

R3年10月
「第6次エネルギー
基本計画」で政府
が道筋

脱炭素化地域を目指して



令和4年5月

浜田市 市民生活部 環境課
カーボンニュートラル推進室

創エネ、省エネ、蓄エネでカーボンニュートラルを実現する！

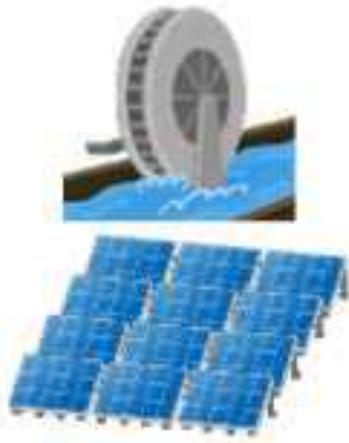
創エネ（再生可能エネルギーを創る）

太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電などのCO₂排出量がより少ないあるいは排出しないエネルギーをつくる。



省エネ（使い方の見直しで節約する）

エネルギーの使用量を削減する。
またはCO₂排出量がより少ないあるいは排出しないエネルギーを使う。



蓄エネ（賢く貯めて使う）

CO₂排出量がより少ないあるいは排出しないエネルギーを貯めて、必要な時に使う。



CO₂排出を
プラスマイナス
0にする！

創エネ
省エネ
蓄エネ

削減策

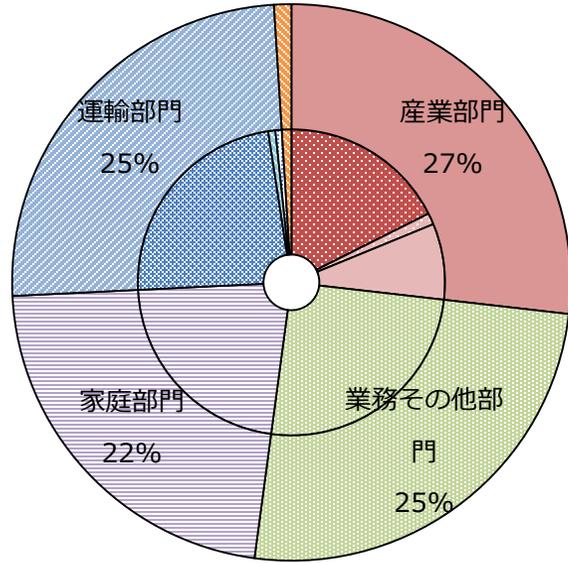
吸収策

森林整備
植林

CO₂排出量の部門・分野別構成比 令和元年度（2019年度）

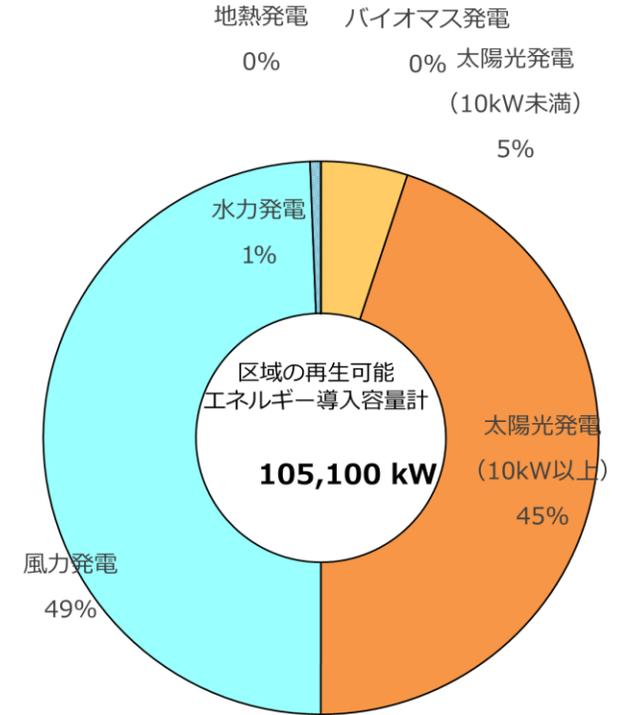
浜田市の現状 ①

区域の再生可能エネルギーの導入容量 （令和2年度（2020年度））



- 製造業
- 建設業・鉱業
- 農林水産業
- 業務その他部門
- 家庭部門
- 自動車
- 鉄道
- 船舶
- 一般廃棄物

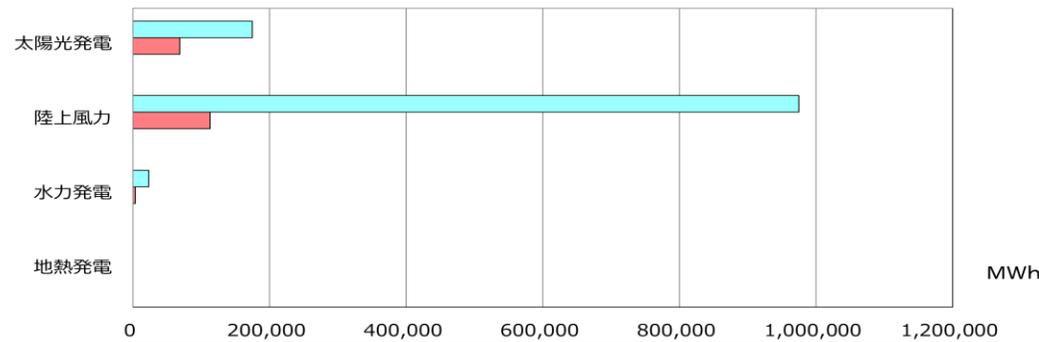
浜田市は島根県内の7.9%約441千tのCO₂を排出しているが、各部門からは同じような割合で排出されている。他市と比べると農林水産業と家庭部門の排出割合が大きい。



- 太陽光発電 (10kW未満)
- 太陽光発電 (10kW以上)
- 風力発電
- 水力発電
- 地熱発電
- バイオマス発電

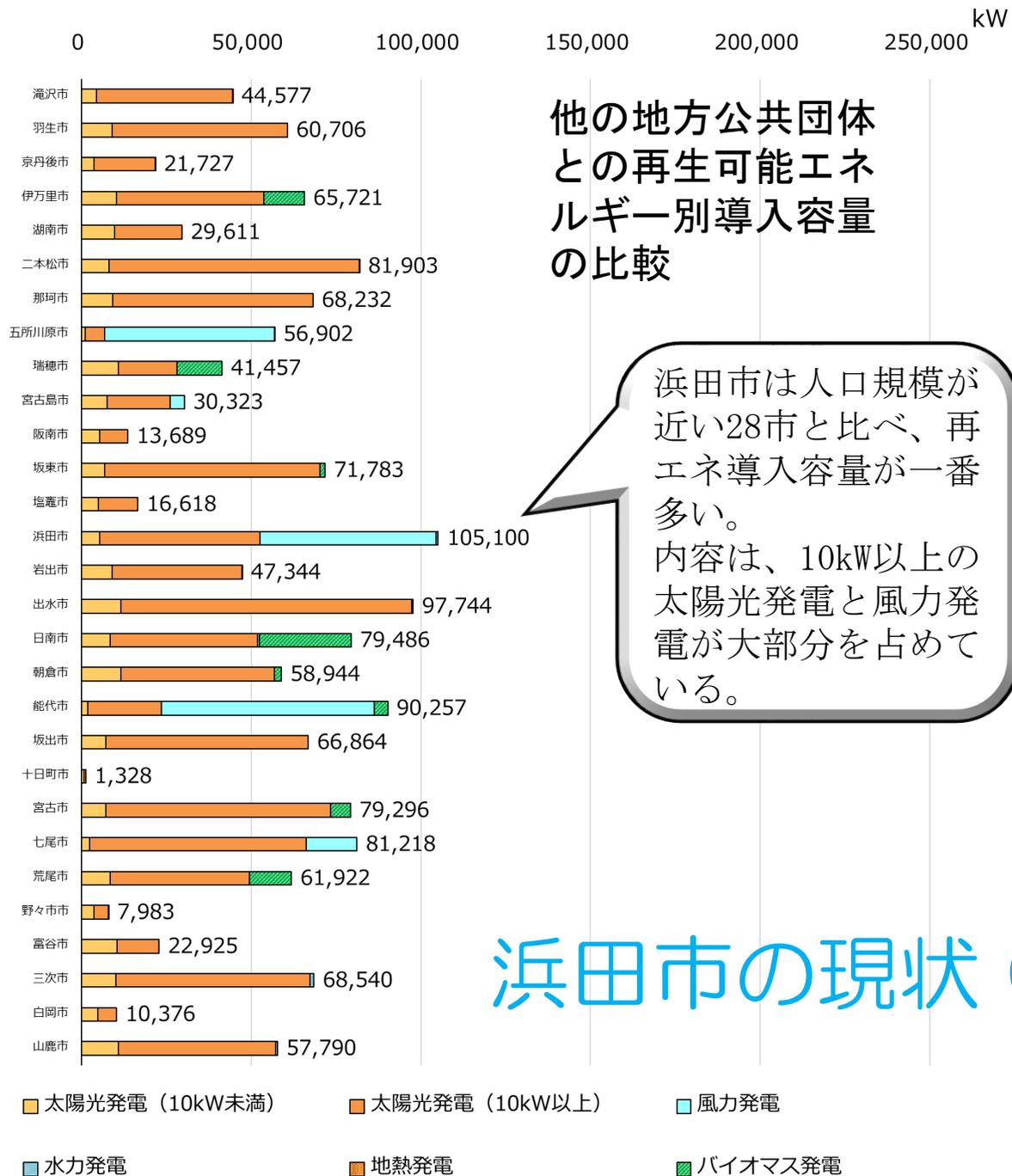
区域内の再エネ導入ポテンシャルと再エネ導入量（電力）

浜田市は実際の再エネ導入量に比べ、まだ6.3倍の再エネ導入可能性がある。

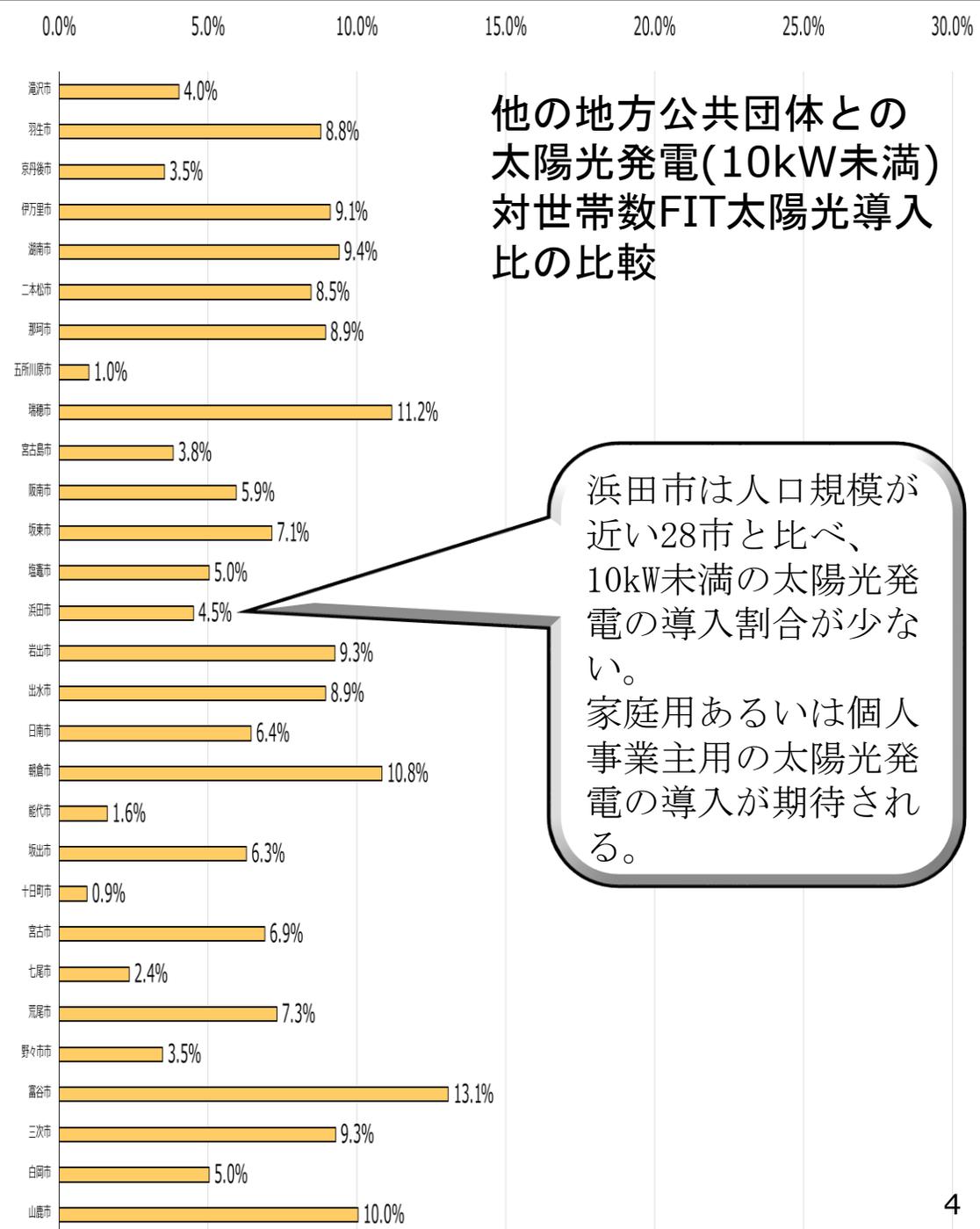


	地熱発電	水力発電	陸上風力	太陽光発電
再エネポテンシャル (MWh)	0 MWh	23,126 MWh	974,789 MWh	174,820 MWh
再エネ導入量 (MWh)	0 MWh	3,464 MWh	112,708 MWh	68,875 MWh
再エネ導入量/再エネ導入ポテンシャル (%)	0.00%	14.98%	11.56%	39.40%

再エネ導入容量のうち、10kW以上の太陽光発電と風力発電が大部分を占めている。



浜田市の現状 ②



脱炭素化施策の三つの歯車



1. 市民と共に学ぶ環境づくり

市民、事業者及び行政が互いに連携・協力して脱炭素社会を目指す環境を整備する

2. 地域の再エネ導入支援

家庭への再生可能エネルギー設備の導入を支援策する制度を拡充する

3. 公共施設への再エネ導入

公共施設の新築や改修時に再エネ設備を導入してエネルギーの地産地消を進める



市民と共に学ぶ環境づくり事業



市民向けSDGsや脱炭素の講座の開催と配信
地元CATVと協働



地球温暖化対策、エコライフを学ぶスマホアプリの導入



講座参加、動画視聴などの学びやエコ活動に応じてポイント付与
共通商品券と交換

地域の再エネ導入支援事業（補助制度）



太陽光発電の上限16万円
蓄電池の上限20万円
太陽熱利用の上限30万円

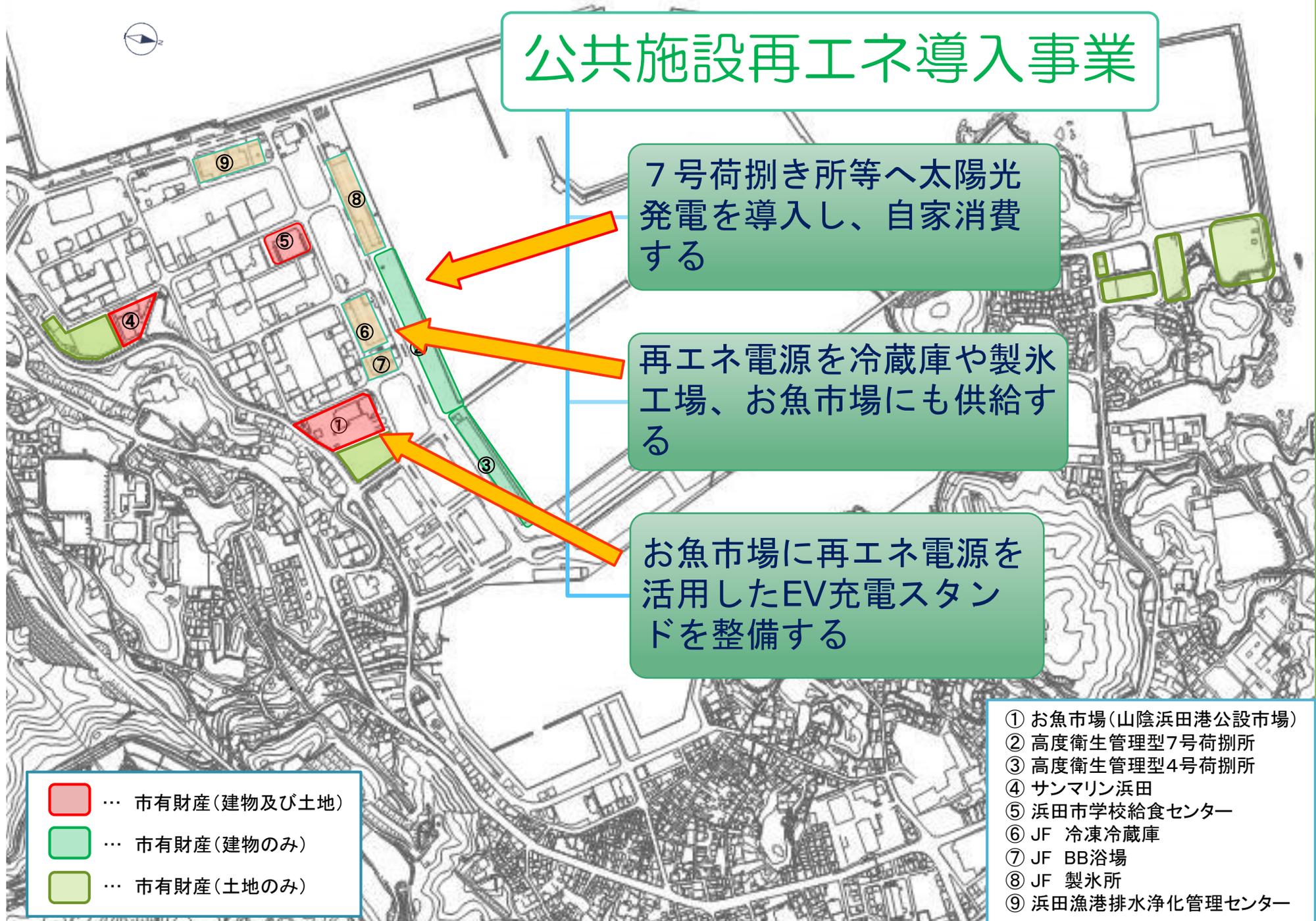


木質ストーブの上限40万円
林地残材装置の上限30万円



畜産バイオマス事業の
上限80万円（市単独）

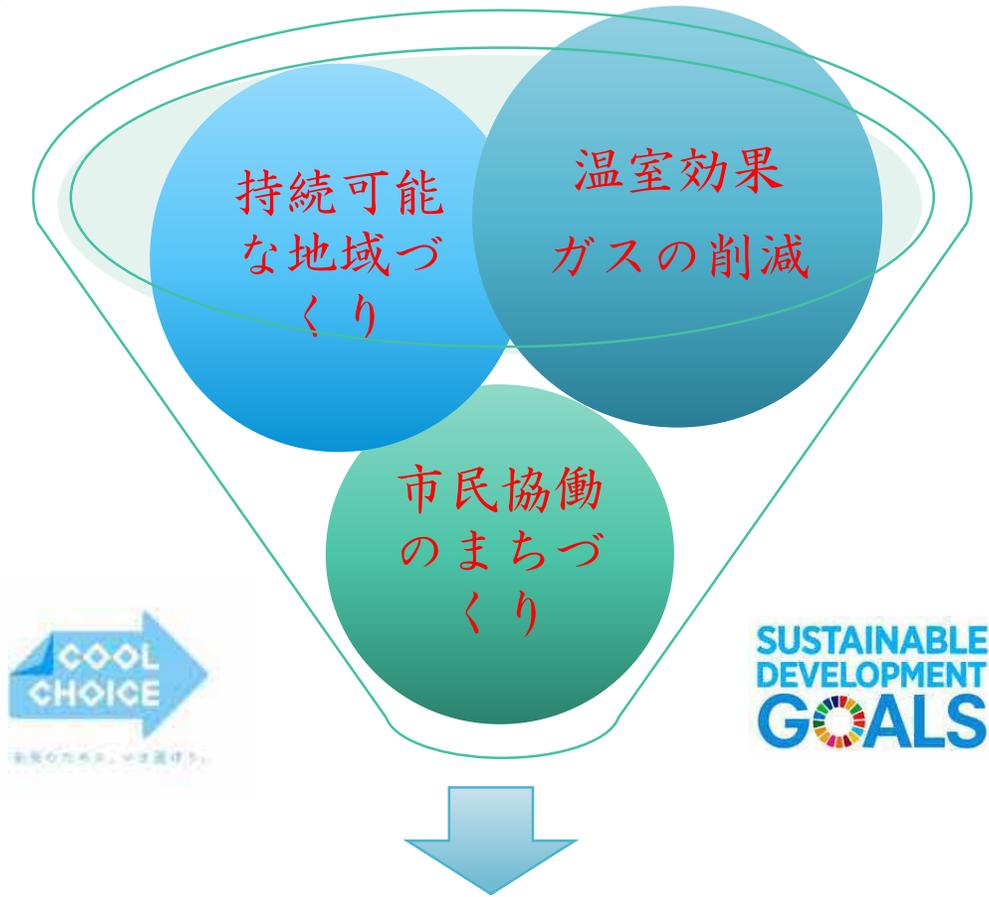
公共施設再エネ導入事業



- 市有財産(建物及び土地)
- 市有財産(建物のみ)
- 市有財産(土地のみ)

- ① お魚市場(山陰浜田港公設市場)
- ② 高度衛生管理型7号荷捌所
- ③ 高度衛生管理型4号荷捌所
- ④ サンマリン浜田
- ⑤ 浜田市学校給食センター
- ⑥ JF 冷凍冷蔵庫
- ⑦ JF BB浴場
- ⑧ JF 製氷所
- ⑨ 浜田漁港排水浄化管理センター

脱炭素化を進めるメリット



地方創生の実現

温室効果ガスの削減

- 地域の温暖化対策に貢献する
- 異常気象の低減と災害防止を図る

持続可能な地域づくり

- 自然エネルギーを地産地消する
- 地域経済を循環させる

市民協働のまちづくり

- 市民と共に学び活動する
- 市民・事業者と一緒にまちづくり

道の駅「ゆうひパーク浜田」の公設民営化に関する検討資料

浜田市の基本姿勢（立ち位置）

1 第三セクター「ゆうひパーク浜田(株)」について

- ・第三セクターは、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であることから、その経営責任は経営者に帰するものである。
- ・他方、出資比率が 25%以上であるため、経営状態が著しく悪化している場合は、国が定める「第三セクター等経営健全化方針」を市の責任において策定する必要があることから、一定の関与は必要である。

2 道の駅「ゆうひパーク浜田」について

- ・長年、市の観光拠点の一つとして、浜田市の顔となってきた施設である。
- ・将来的な可能性として、例えば広域的な防災拠点や山陰地域の観光ゲートウェイとしての利用など更なる活用が期待できる非常に重要な施設である。

ゆうひパーク浜田が抱える問題点

1 浄化槽補修の必要性

- ・補修に係る概算金額は、補修度合いにより約 2,500 万円～8,500 万円が必要。
- ・最近の使用実績から算出した場合、全面改修の場合、ゆうひパーク浜田(株)の負担は、約 6,800 万円となる。
- ・国交省は令和 5 年度中の改修を目指している。

2 借入金の返済猶予

- ・不採算店舗の撤退や経費見直し等による「新型コロナウイルス感染症特定リスクスケジュール計画」（以下「リスク」という。）により、浜田市と金融機関が協調して、令和 4 年 7 月末まで借入金の返済猶予を実施している。（借入総額：411,583 千円、底地が国有地のため建物に抵当権は設定されていない）
- ・浜田市が貸付する経営改善資金（15,384 千円）は、令和 4 年 8 月 29 日まで猶予しており、11 月末には最終支払が予定されている。
- ・コロナ禍の状況が改善しないようであれば、金融機関と協調のうえ、当面 1 年程度の返済猶予の延長が必要と考える。

3 経営上の課題

- ・平成 23 年から令和 2 年まで 10 期連続で営業赤字となっている。
- ・リスクによる返済猶予の期間中は、財務状況が想定より上振れしているため資金が枯渇する可能性は低い。ただし、浄化槽補修を行うには追加で資金調達が必要となる。
- ・リスクを継続して営業を続けた場合でも、老朽化している浄化槽の設備稼働が停止となれば、当面休館せざるを得なくなる可能性がある。

「公設民営化」について

1 「公設民営化」のための施設取得の手法

- (1) 第三セクター等に関する指針における「上下分離方式」により施設を購入する場合
 - ・ゆうひパーク浜田(株)から市が施設を購入し、運営はゆうひパーク浜田(株)が引き続き行うもの。
 - ・この手法の場合、施設の営業を止めることなく、所有権の移転が可能となるメリットがある一方で、引き続きゆうひパーク浜田(株)に運営させるためには、同社の経営責任を明確にすることが必要であると考えられる。
 - ・また、施設売却益により借入金の全額を返済しきれない可能性が高い。
- (2) 法人破産に伴い施設を購入する場合
 - ・ゆうひパーク浜田(株)が破産した後に、市が施設を購入して新たな指定管理者により施設運営を行っていくもの。
 - ・道の駅の設置者になれるのは市町村又は市町村に代わり得る公的な団体に限られるため、市が取得する以外に施設継続の方法はない。
 - ・デメリットとしては、破産手続きなどで、施設を当面の間、休館しなければならなくなる。
- (3) 「公設民営化」の効果・課題等
 - ・固定資産税や土地占用料等が不要となることや減価償却費が発生しないため、経営の安定化が期待できる。
 - ・指定管理者制度に移行することで、道の駅の活用の可能性が広がる。
 - ・公共施設再配置方針との整合性をどう担保するか検討する必要がある。

2 「公設民営化」に向けて必要となる議決案件

- (1) 予算
不動産鑑定手数料、施設購入費、浄化槽補修負担金の歳出予算が必要である。
- (2) 財産取得
浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が2,000万円を超える不動産の取得について、議会の議決が必要である。
- (3) 条例制定
地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の管理に必要な設置条例の制定が必要である。
- (4) 指定管理者の指定議決
地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定のための議会の議決が必要である。

プレミアム付「はまだ応援チケット」の販売について

令和4年5月28日から販売開始するプレミアム付「はまだ応援チケット」のチケット概要及び登録店舗、今後のスケジュールについては、次のとおりです。

1 チケット概要

(1) 利用期間

令和4年5月28日（土）～令和4年9月4日（日）

(2) チケット内訳

1冊7,000円分のチケットを5,000円で販売（プレミアム率40%）

○共通券・・・事前に登録したすべての店舗で利用可能（3,000円分）

○地元応援券・・・本店・本社が市内にある登録店舗で利用可能（4,000円分）



(3) 購入制限

一度に4冊まで購入可能（市民優先販売期間は一世帯4冊まで）

(4) 購入期間

5月28日（土）～6月1日（水） 市民優先期間（購入券※が必要）

※購入券は「広報はまだ5月号」の配布に併せて各戸配布しています

6月2日（木）～6月30日（木） 一般販売期間

2 登録店舗

(1) 登録店舗数 452店舗（令和4年5月9日時点）

※5月10日以降の登録店舗は、浜田市観光協会ホームページ及び販売時に手渡す店舗一覧チラシに掲載します

(2) 登録店舗一覧について

- ・5月23日に新聞折り込みするチラシに掲載
- ・5月下旬頃、浜田市観光協会ホームページで紹介



(3) チケット取扱別登録店舗数

全ての券が使用可能（共通券・地元応援券）	400店舗
共通券のみ使用可能	52店舗

(4) 業種別登録店舗数

飲食店	162	タクシー・運転代行・バス	10
スーパー	15	車両・ガソリンスタンド	19
飲食料品・コンビニエンスストア	49	理美容	33
衣料店・身の回り品	23	ホテル・旅館	20
ギフト	2	生花・種苗	6
貴金属・カメラ	7	クリーニング	7
家具・生活用品	18	製造・建設・卸売	24
家電・音楽用品	18	ガス関連用品	2
事務用品	2	その他	35

(5) 地区別登録店舗数

浜田	350	金城	34	旭	17	弥栄	8	三隅	43
----	-----	----	----	---	----	----	---	----	----

3 今後のスケジュール

日程	内容
5月23日（月）	【チラシ新聞折り込み】 チケット販売概要及び登録店舗一覧（5/2時点）を掲載
5月24日（火） ～26日（木）	【取扱店説明会】 応援チケットの取扱い・換金方法等についての説明
5月28日（土）・29日（日）	【市民優先販売①】 市役所本庁、金城支所、今市まちづくりセンター、弥栄支所、三隅支所（10：00～15：00）
5月30日（月） ～6月1日（水）	【市民優先販売②】 石央文化ホール（9：30～16：30） 浜田商工会議所、石央商工会本所・支所（8：30～17：15）
6月2日（木）～30日（木）	【一般販売】 ※売切れ次第販売終了 浜田商工会議所、石央商工会本所・支所（8：30～17：15） 浜田市内郵便局24局（9：00～17：00） 浜田市観光協会特産品販売所（9：00～18：00）

プレミアム付「はまだ応援チケット」の販売状況について

令和 4 年 5 月 28 日（土）から販売開始しましたプレミアム付「はまだ応援チケット」市民優先期間の販売状況を報告します。

記

【販売期日】 令和 4 年 5 月 28 日（土）・29 日（日） いずれも 10：00～15：00

販売会場	購入世帯数	販売冊数
市役所本庁舎	1,932 世帯	7,413 冊
	1,129	4,380
	803	3,033
市役所金城支所	575 世帯	2,211 冊
	402	1,555
	173	656
今市まちづくりセンター	208 世帯	772 冊
	142	537
	66	235
市役所弥栄支所	146 世帯	546 冊
	105	391
	41	155
市役所三隅支所	413 世帯	1,483 冊
	294	1,035
	119	448
合 計	3,274 世帯	12,425 冊
	2,072	7,898
	1,202	4,527

※上段は 5 月 28 日（土）、下段は 5 月 29 日（日）

【販売金額】

5 月 28 日（土） 39,490,000 円

5 月 29 日（日） 22,635,000 円

合計 62,125,000 円